

ひめネット（検）第21号

令和 4年 6月3日

〒790-8510

愛媛県松山市本町1-1-1（南海放送内）

愛媛マラソン実行委員会事務局 御中

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之



御連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家等により構成されているNPO法人であり、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体であります。

さて、貴事務局が主催されている愛媛マラソン大会要項につき情報提供が寄せられ、当法人で検討させていただいたところ、消費者契約法の観点から問題がある点がございました。詳細は別紙の通りです。

つきましては、次回の愛媛マラソン大会要項を作成するにあたりご考慮いただきたくⁱⁱご連絡を差し上げました。

なお、他のマラソン大会においても消費者適格団体からの申入れにより改定がなされているところです。参考までに併せて送付させていただきますⁱⁱⁱ。

当法人の活動の趣旨をご理解いただき、消費者被害の未然防止、救済のため、そして、貴事務局にとっても当法人にとっても良き結果となりますようご協力いただきますと共に、重ねてお願い申し上げます。

敬具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277

別紙

第1 第1項について

1 条項

「地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病等主催者の責によらない事由による開催縮小・中止の場合、参加料・手数料等の返金はありません。ただし、中止までに要した経費などを勘案し、参加賞や記念品等お送りします。また、大会当日における公共交通機関、道路事情による遅刻について、主催者は一切の責任を負いません。」という条項について

2 理由

(1) 消費者契約法10条前段について

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなった場合に関しては、民法536条1項に規定がございます。民法536条1項の趣旨に照らせば、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって債務の履行を受けられなくなった場合には、既に反対給付を履行していた債権者は、不当利得に基づく返還請求を行えるものと解されます。したがって、上記条項は、民法第536条第1項の規定に比して消費者の権利を制限するものであり、消費者契約法第10条前段に該当するものと考えます^{iv}。

(2) 消費者契約法10条後段について^v

上記条項は、天候や自然災害等の当事者双方の責めによらない事由によるマラソン大会中止のリスク全てを消費者に一方的に負わせるものであり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法第10条後段にも該当するものと考えます。

(3) 以上の次第で、上記条項は、消費者契約法10条前段及び同法10条後段に該当する消費者契約の条項であり無効と考えます。

第2 第7項について

1 条項

「競技中の事故及び疾病についての応急処置は主催者で行いますが、その後の処置については責任を負いません。(健康保険証を持参して下さい。)」という条項について

2 理由^{vi}

上記条項については、主催者に債務不履行又は不法行為に基づく責任が生じる場合であっても、主催者は免責されることとなるものといえ、消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号に規定する消費者契約の条項に該当し無効であると考えます。

以上